

福祉新聞 2010 年（平成 22 年）11 月 1 日

< デイ送迎中に 3 人事故死 >

職員に禁固 3 年 6 月

デイサービス利用者の送迎中に交通事故を起こし、3 人を死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた介護職員・千葉加奈子被告の判決公判が 10 月 19 日に和歌山地裁であり、杉村鎮石・裁判官は「高齢者 3 人を同乗させており、運転は慎重の上にも慎重を期すべきだった」などとして、禁固 3 年 6 月（求刑禁固 6 年）を言い渡した。

判決によると、千葉被告は 2009 年 11 月 19 日、利用者をデイサービス施設から自宅に送る途中、激しい腹痛に襲われ、運転していた車をガードレールに衝突させた。乗っていた高齢の男女 3 人が死亡し、千葉被告は左手を骨折した。

杉村裁判官は「飲酒運転などではなく、過失自体は大きいが悪質とは書えない」と量刑理由について説明。「責任の償い方は難しいが、遺族の心をくみ取ってほしい」などと説諭した。